

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

〇奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定	一	〇平成十三年四月奈良県告示第四十八号（歳入の収納事務の委託）の一部改正	三
〇土地改良事業の施行同意	一	〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請	三
〇右同	一	〇右同	三
〇都市計画の案の縦覧	二	〇大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告	四
〇右同	二	〇開発行為に関する工事の完了	四
〇奈良県収入証紙売りさばき場所の変更の承認	三	〇一般競争入札の実施	六
〇昭和五十二年三月奈良県告示第六百八十一号（歳入の収納事務の委	三		

## 告示

### 奈良県告示第四百二号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

指定番号	一
図書類の種類	雑誌
図書類の名称	プレイコミック No. 2
発行年月日	平成十六年十一月十一日
発行所等	秋田書店
指定理由	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

### 奈良県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年十一月十日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

協議者	河合町長 岡井 康徳
事業名	水と農地活用促進事業（農道整備）
地区名	柿ノ上地区

### 奈良県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年十一月十一日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

協議者 五條市長 榎信晴	事業名 水と農地活用促進事業（農道整備）	地区名 岡地区
五條市長 榎信晴	水と農地活用促進事業（農道整備）	三在地区

奈良県告示第四百五号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称 大和都市計画道路 第三・三・八号 国道一六三号バイパス線	土地の区域 生駒市北田原町、高山町、上町及び鹿畑町並びに奈良市二名町
大和都市計画道路 第三・五・二一四号 鹿畑線	生駒市上町及び鹿畑町並びに奈良市二名町

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課、生駒市都市整備部都市計画課及び奈良市都市計画部都市計画課

三 縦覧期間

平成十六年十一月十九日から同年十二月三日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十六年十二月三日までに必着するように提出すること。

奈良県告示第四百六号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称 大和都市計画道路 第三・三・二号 奈良西幹線	土地の区域 生駒市北田原町
大和都市計画道路 第三・四・二〇二号 北田原線	生駒市北田原町

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課及び生駒市都市整備部都市計画課

三 縦覧期間

平成十六年十一月十九日から同年十二月三日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十六年十二月三日までに必着するように提出すること。

奈良県告示第四百七号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

株式会社アイ	吉野郡下市町大字新住一六八番地	宇陀郡榛原町大字長峯六三八番地の一
売りさばき場所を変更した指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所

奈良県告示第四百八号

昭和五十二年三月奈良県告示第六百八十一号（歳入の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

一中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に改める。

奈良県告示第四百九号

平成十三年四月奈良県告示第四十八号（歳入の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

一中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に改める。

「名称 下北山村森林組合

二 所在地 吉野郡下北山村浦向四三〇番地

名称 上北山村森林組合

所在地 吉野郡上北山村河合三四番地

三〇番地」

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奈良ストップ温暖化の会

三 代表者の氏名

遊津隆義

四 主たる事務所の所在地

生駒郡平群町緑ヶ丘五丁目八番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県民に対して地球温暖化問題とその対策に関する知識の普及と対

策の推進に関する事業を行い、地球環境保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年十一月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スクレッドスポーツプランニング

三 代表者の氏名

阿保和宏

四 主たる事務所の所在地

磯城郡田原本町大字薬王寺一七四番地の二九

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを通じて、自己実現を目指す者や、地域に貢献しようとする者に対して、スポーツの指導や普及に関する事業を行い、地域スポーツの振興、青少年の健全育成、指導者の育成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープおしくま

所在地 奈良市押熊町一一一五

二 奈良市から聴取した意見の概要

1 「奈良県青少年健全育成に関する条例」を遵守すること。

2 青少年の健全育成活動を行っている「登美ヶ丘北中学校区・登美ヶ丘中学校区・平城中学校区・平城西中学校区」の少年指導協議会に対し、誠意をもって説明と協議を行い、その理解を得ること。

3 店舗内や駐車場、その周辺地域が青少年のたまり場や、非行の温床とならないよう、貴社内において保安体制を整え、当該地域の安全及び環境の浄化に努めること。

4 奈良市少年指導センター及び当該少年指導協議会等の指導活動並びに環境浄化活動に、積極的に協力すること。

5 騒音等の公害防止対策については、周辺住民に十分配慮し、万全を期すこと。また、敷地の境界線において規制基準値を遵守するように努め、もし騒音等の苦情が発生した場合は、誠意をもって最大限対応すること。

6 事業活動に伴い排出される産業廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その減量化及び再生利用を積極的に行うこと。

7 事業活動に伴い排出する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

8 屋外広告物について変更等（新設を含む。）がある場合は、奈良市屋外広告物条例を遵守すること。

9 出入口を明確にすること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十六年十一月十九日から同年十二月二十日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成九年十一月十二日第六〇一八六号  
平成十六年十一月九日第六〇一八六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十一日第六二二八号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十一日第三五〇二号  
開発区域に含まれる地域  
橿原市一町九七三番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山辺郡山添村大字切幡一三四三番地ノ一  
恒和株式会社 代表取締役 常谷和一  
公共施設の種類、位置及び区域

五 道路 橿原市一町九七三番地ノ一の一部  
公園 橿原市一町九七三番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十六年七月九日第七四一〇号  
平成十六年十一月八日第七四一〇一〇号  
二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十一日第六二二九号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十一日第三五〇三号  
開発区域に含まれる地域

三 開発区域に含まれる地域

橿原市上品寺町二〇五番地ノ一、二〇五番地ノ五及び二〇六番地ノ一  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
橿原市上品寺町一六九番地  
村井義尊

五 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 橿原市上品寺町二〇五番地ノ一、二〇五番地ノ五及び二〇六番地ノ一の各一部

下水道 橿原市上品寺町二〇五番地ノ一、二〇五番地ノ五及び二〇六番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十六年八月十八日第七四一三七号  
平成十六年十月十四日第七四一三七一号  
二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十二日第六一三一号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十二日第三五〇五号  
開発区域に含まれる地域

三 開発区域に含まれる地域

御所市茅原六番地ノ三及び七番地ノ五  
御所市玉手一五五番地  
尾上修

五 公共施設の種類、位置及び区域  
水路 御所市茅原六番地ノ三の一部

一 許可番号

平成十六年八月二十五日第七四一六八号  
二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月九日第六二二六号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十一月九日第三五〇一号  
開発区域に含まれる地域

三 開発区域に含まれる地域  
天理市長柄町二〇九二番地ノ一、二〇九三番地ノ一、二〇九四番地ノ二及び二〇九五番地ノ一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
橿原市葛本町一五三番地ノ二  
有限会社ハウジングシカヤ 代表取締役 木山たづ子

五 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 天理市長柄町二〇九二番地ノ一、二〇九三番地ノ一、二〇九四番地ノ二及び

<p>二〇九五番地ノ一の各一部 公園 天理市長柄町二〇九五番地ノ一の一部 下水道 天理市長柄町二〇九二番地ノ一、二〇九三番地ノ一、二〇九四番地ノ二及び二〇九五番地ノ一の各一部 緑地 天理市長柄町二〇九二番地ノ一の一部 水路 天理市長柄町二〇九五番地ノ一の一部</p>	<p>一 許可番号 平成十六年八月三十一日第七四一八四号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十二日第六一三〇号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十二日第三五〇四号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 大和郡山市池沢町字筆立九〇番地ノ三、九〇番地ノ八、九〇番地ノ一一、九〇番地ノ一四、九〇番地ノ一五及び九〇番地ノ一六</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和郡山市小泉町字南河原一二五五番地 株式会社栗原製作所 代表取締役 栗原照次郎</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 大和郡山市池沢町字筆立九〇番地ノ一四、九〇番地ノ一五及び九〇番地ノ一六</p> <p>六</p> <p>一 許可番号 平成十六年九月九日第七四一九八号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十日第六一二七号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 北葛城郡河合町池部二丁目二六六番地ノ七 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北葛城郡河合町池部二丁目二番地ノ六</p>
---	--

<p>浅芝武</p> <p>一 許可番号 平成十六年九月二十一日第七四一九〇号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十二日第六一三二号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十二日第三五〇六号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 橿原市新口町一六〇番地ノ一、一六一番地ノ一及び一六二番地ノ一の各一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 橿原市葛本町一五三番地二 有限会社ハウジングシカヤ 代表取締役 木山たづ子</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 橿原市新口町一六〇番地ノ一、一六一番地ノ一及び一六二番地ノ一の各一部 下水道 橿原市新口町一六一番地ノ一の一部</p>	<p>奈良県住民基本台帳ネットワークシステム外部監査業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により公告します。</p> <p>平成十六年十一月十九日</p> <p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>第一 競争入札に付する事項</p> <p>1 委託業務名 奈良県住民基本台帳ネットワークシステム外部監査業務</p> <p>2 仕様等 仕様書による。</p> <p>3 履行期間 契約締結の日から平成十七年三月三十一日まで</p> <p>4 履行場所 奈良県総務部市町村課の指定する場所</p>
--	---

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たす者が、この入札に参加することができます。

- 一 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 二 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
  - 三 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目Q2の「電算業務」又はQ4の「検査・分析・調査業務」に登録している者であること。
- なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁本庁舎一階）

電話 〇七四二一七七八九〇八

四 経済産業省が運用する情報セキュリティ監査企業台帳に登録されている者であること。

五 特定非営利活動法人日本システム監査人協会が認定する公認システム監査人又は情報システムコントロール協会が認定する公認情報システム監査人のいずれかの資格を有する者並びに独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報セキュリティアドミニストレータ試験に合格した者を雇用していること。

六 平成十四年四月一日からこの公告の日までに、官公庁に係る情報セキュリティ監査業務の委託契約を締結した実績があることを証明した者であること。

七 平成十四年四月一日からこの公告の日までに、奈良県住民基本台帳ネットワークシステムの管理又は当該システムに関する企画、開発、運用、保守等の業務について委託契約を締結した実績を有しておらず、かつ、当該委託契約を締結した者と資

本若しくは人面において関連がないこと。

第三 入札書の提出場所等

一 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、郵便等による入札の場合の入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県総務部市町村課行政・振興グループ（県庁本庁舎四階）

電話 〇七四二一七七八四一九

二 入札説明書の交付期間

この公告の日から平成十六年十二月八日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後五時まで

三 入札説明会

開催しません。

四 入開札の日時及び場所

平成十六年十二月十六日 午後二時

第二会議室（県庁本庁舎四階）

五 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県住民基本台帳ネットワークシステム外部監査業務の委託に係る入札書」と朱書して、入開札日の前日までに到着するようにしてください。

第四 その他

一 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

二 入札保証金

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第四条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合は、免除します。

三 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の百分の十に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第十九条第一項各号に該当する場合は、免除します。

四 入札者に要求される事項

- 1 この一般競争入札に参加を希望する者は、第二に定める資格に関し、入札説明書で示すとおり、入札参加資格審査申請書を所定の日時までに提出しなければなりません。
- また、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- 2 この提出資料に基づき、第二の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。
- 3 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- 4 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 5 入札の無効  
この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
- 6 契約書作成の要否  
要しません。
- 7 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 8 調達手続の停止等  
この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。
- 9 手続における交渉の有無  
有（入札説明書で示す入札参加資格審査申請の手続が必要です。）
- 10 その他  
詳細は、入札説明書によります。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七七二代

本誌は再生紙を使用しています。